

子ども誰でも通園制度について

令和7年10月28日
子ども部幼児保育課

制度の概要と現在の状況, 基本方針

【制度の概要】

- 新たな給付制度として「こども誰でも通園制度」を創設
- 月一定時間までの利用可能枠の中で, 就労要件を問わず時間単位で利用可能
- 保育所等を利用していない生後6か月～満3歳未満の子どもが対象
- 令和8年4月から全国の自治体で実施

【現在の状況】

- 依然として0～2歳児の保育需要が高く, 民間保育所では利用定員に空きがない
- 制度を実施した場合に国から支給される委託料の単価などが示されていない
- こども誰でも通園制度の需要が, どのくらいあるのか不透明

基本方針

こうした現状を踏まえると, 民間の施設が, 体制整備や人員配置に投資してまで制度を実施するのは経営的リスクが大きいことから, まずは**公立施設に限定して実施**, 今後の提供体制は利用実績等により検討していく。

実施施設

つだ保育所内「子育て支援センターひまわり」



※ひまわりの利用者と誰でも通園制度の利用者と同じ保育スペースで運営予定

運営内容(予定)

1 開設時間

午前9時00分から午前11時30分

午後1時30分から午後4時00分

2 利用定員

| 年齢 | 午前の部 | 午後の部 | 合計 |
|-----|------|------|-----|
| 0歳児 | 1人 | 1人 | 2人 |
| 1歳児 | 2人 | 2人 | 4人 |
| 2歳児 | 2人 | 2人 | 4人 |
| 合計 | 5人 | 5人 | 10人 |

※1日あたり

3 利用時間

1日あたり2時間30分(午前の部または午後の部のいずれかを利用)

4 利用料金

国が示す利用料金の目安に準拠

※令和7年度は1時間あたり300円

5 利用パターン

原則として定期利用

6 利用可能時間

こども一人あたり月10時間まで

県内他市町村の状況

【令和8年度実施予定施設数】

| 施設数 | 1施設 | 2施設 | 4施設 | 5施設 | |
|------|-----|-----|------|------|----|
| 市町村数 | 14 | 3 | 1 | 3 | |
| | 8施設 | 9施設 | 11施設 | 13施設 | 未定 |
| | 1 | 3 | 2 | 1 | 16 |

※令和7年5月27日に茨城県が実施した「こども誰でも通園制度の制度化(R7)・給付化(R8)に向けたスケジュールの検討状況について」の調査結果

【主な実施施設】

○保育所 ○幼稚園 ○認定こども園 ○認可外保育施設

※その他、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業など

今後の提供体制の確保について

- 令和8年度からの制度案(運営内容)や委託料の単価(公定価格)など、現在も決定していない事項があり、民間の施設で実施していただくには、先行きが不透明な状況にあります。
- 令和8年度の利用実績等を踏まえ、今後、どの程度の受け入れ枠を確保しなければならないのかを見極めてまいります。